⑦　申請者が、その設立から５（建設工事）⑵①に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

⑧　申請者が、③に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき、及び③に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高の登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表

⑨　行政書士等の代理申請の場合は委任状

〔注〕

Ⓐ　申請者が経常建設共同企業体であるときは、その構成員に係る③に掲げる書類を当該経常建設共同企業体に係る書類とともに提出すること。総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をするときは、合併等に関する合理的な計画が記載された書類も提出すること。

Ⓑ　申請者が一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の規定に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特例民法法人をいう。以下同じ。）であるときは、①に掲げる書類、⑧に掲げる書類に準ずる書類、規則第19条の２第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項第２号、第４号及び第５号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出すること。

Ⓒ　申請者がその他工事のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者（公益法人を除く。）であって、建設業法第３条の規定による許可を受けていないものであるときは、規則第19条の２第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類及び規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類を提出すること。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写しを提出すること。

Ⓓ　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿並びに共同企業体等調書を当該事業協同組合に係る①から⑧までに掲げる書類とともに提出すること。この場合において、審査対象者のうちに一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をしていない者があるときは、当該審査対象者に係る③に掲げる書類を併せて提出すること。

Ⓔ　別記３の区分による同一地区において、同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は認めない。

（建設コンサルタント等業務）

①　技術者経歴書

②　営業所一覧表

③　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書又はこれの写し

④　営業に関し、法律上必要とする登録証明書等又はその写し

⑤　申請者が法人であるときは、５（建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表。個人であるときは、５（建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書

⑥　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は(その３の２)、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は(その３の３))

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑦　行政書士等の代理申請の場合は委任状

〔注〕

Ⓐ　申請者が一般社団法人等であるときは、②及び④に掲げる書類、①及び⑤に掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出すること。

Ⓑ　申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって③に掲げる書類並びに①及び⑤に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

ⓐ　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ⓑ　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ⓒ　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

⑶　申請書類の作成に用いる言語等

①　申請書、添付書類は、日本語で作成すること。

②　申請書、添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４　競争に参加することができない者

（建設工事）

次の①から⑥までに掲げる者は、競争に参加することができないものとする。ただし、１（建設工事）の⑮「その他工事」のうち建設業法上の許可を必要としないもののみにつき一般競争（指名競争）に参加する者及び公益法人（以下「その他工事参加者等」という。）については、①から④まで及び⑥に掲げる者は、競争に参加することができないものとする。

①　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者

②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第１第１号の２に規定する審査基準日が平成23年６月30日以後のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に当たっては告示第１第１号の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日以後のもの。）を受けていない者

⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤まで（その他工事参加者等については、①から④まで）に該当する者を含む者